

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	戸田建設株式会社	東京都中央区八丁堀2-8-5
②	成豊建設株式会社	東京都渋谷区渋谷1-6-4

### 2. 指名停止措置期間

①②ともに 令和6年2月8日 から 令和6年3月7日 まで（1ヶ月）

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

戸田建設(株)が元請として受注した四国地方整備局発注の「令和2-5年度 窪川佐賀道路平串トンネル工事」において、掘削面での装薬作業中、下請事業者である成豊建設(株)の作業員が火薬受け渡しの際にバランスを崩し、別の作業員に覆いかぶさるように転倒した。その際、巻き込まれる形で転倒した作業員が肋骨を負傷する事故が発生した。

この事故の際、下請事業者が元請事業者への発生報告を行わなかったため、土木工事共通仕様書に定める監督職員（発注者）への連絡がされておらず、また、労働基準監督署への報告を遅滞なく行わなかったとして、下請事業者及びその使用人が労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下、「措置要領」という。）別表第1第4号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第4号に該当し、措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に該当する。

#### <措置要領 別表第1>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、地方整備局発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐 森崎 貴司 (内線2512)